

ガス体エネルギー改革勉強会（第9回） 議事要旨

1．日時 平成14年4月9日（火）14：00～16：00

2．場所 （財）エルピーガス振興センター 会議室

3．出席委員

石井（晴）委員長、浅野委員、阿部委員、大内委員、小澤委員、菊池委員、
未光委員、高須委員、手嶋委員、西田委員、堀内委員、牧野委員、丸山委員、
矢野委員

4．議題

（1）「ガス小売業と安定供給／供給リスク」のグランドデザイン（案）

5．議事次第

（1）開会に続き、事務局芳川課長より資料1の「ガス小売業と安定供給／供給リスク」のグランドデザイン(案)に基づき説明があり、引き続き高邑課長補佐より資料1、参考資料1，2，3について詳細な説明がなされた。

その後、石井委員長より「ガス小売業と安定供給／供給リスクに関するグランドデザイン案について（委員長談話（案））」が示され、自由討議がなされた。

（石井委員長） 小売業の議論に入る前に、私からお示しさせていただいたお手元の「ガス小売業等のグランドデザイン案について（委員長談話（案））」をご覧ください。これは、私が委員長として、これまでの議論を踏まえて作成させていただいたものである。今日を含めて9回にわたり、各委員の皆さんからいただいたいろいろなご意見や試案をすべて勘案しているかというところではないが、皆様方から出された論点を整理させていただいた。4月11日（木）にガス市場整備基本問題研究会があるので、今日の議論を踏まえて必要に応じて私の方で修正し、明日中に石油流通課に提出するということにさせていただきたい。石油流通課においては、これまでの議論や委員長談話等を踏まえ、今後のガス体エネルギー改革の議論に当たっていただきたい。

それでは、簡単に委員長談話のご説明をさせていただきたい。1．総論は、LPガス販売事業者に求められる視点ということで、改めて申すまでもなく顧客本位・消費者本位を

志向し、お客様に喜ばれるガス体エネルギーとしてLPガスをさらに信頼のあるものにしていただきたいという願いである。

2. のグランドデザイン案の全体的な感想だが、一般ガス事業者の事業範囲および事業活動等に対し、自由化の範囲が総じて限定されている。LPガス事業者の都市ガス事業等への新規参入に対するハードルが全体的に高いというのが私の印象である。都市ガス事業と簡易ガス事業ならびにLPガス事業が、同じガス体エネルギーとして公正かつ公平な競争条件で競争できるかといういくつかの疑問点が残る。

このグランドデザイン案については、10年後のガス体エネルギーの改革ということでスタートしたわけだが、その10年後が見えてこないと言わざるをえない。早晚次の制度改革が必要になることが予見されるわけで、その際、4月にまとまるグランドデザインを踏まえ、総合資源エネルギー調査会において議論されるということなので、その関係がきわめて重要になる。しかし、新たな制度改革が進行している中で、LPガス販売事業者はむしろこのグランドデザインを新たなビジネスチャンスとしてとらえ、LPガス側からエネルギー業界をリードする方策をしっかりと講ずるべきであろうと思う。

3. で具体的なところを申し上げるが、公正かつ公平な競争条件の整備、ガス体産業の制度改革については、より自由で参入障壁が少なく、公益特権や公益支援についても公正な制度を構築し、すべてのガス体エネルギーが平等に競争できる制度を作らなければならないだろう。しかし、このグランドデザイン案ではそのような内容を具体的に取り入れているとは言い難いところもある。

段階的な自由化だが、基本認識では、「ガス市場における公平かつ公正な競争条件の整備を通じてガス体エネルギーを供給する産業全体の経営効率の向上による競争力強化を図るための施策が必要である」と言っている。しかし、「中長期的な制度改革のあり方」では、「自由化範囲を拡大して実績を積み重ねて」、「需要家利益の実現性や適正性を評価する・・・」と段階的になっている。段階的な自由化がLPガス事業に今後どのような影響を及ぼすのか、これはしっかりと見極めなければならないだろう。

次に、アンバンドリングの議論だが、先程も会計分離の話等もあったように、「家庭用を含む小規模需要の自由化が可能と判断され・・・ガス市場における公平かつ公正な競争条件を確保するための方法、適用法規のあり方も含め抜本的な見直しを行う」としている。家庭用が自由化されることが可能と判断されたときのみ公正な競争条件を確保するために抜本的な見直しを行うとしている。あくまでも家庭用を自由化することが最終段階だが、

そこが必要だと判断されたときということが書いてあるわけである。こうした付帯条件なしに公正な競争条件を確保しなければならないと私は思うし、そのためには今後ともアンバンドリング（機能別の事業分割）等々の議論は避けて通れないものであろう。

ＬＰガスの料金および取引の適正化のあり方に関しては、ＬＰガスにおける料金のいっそうの情報開示、取引の適正化等に関して、法規制は一応見送られたわけで、ＬＰガス販売業界の自主努力により、今後ともいっそうの業界浄化の努力が期待されている。業界としては、取引適正化に向けての検討を早期に開始することが望まれ、特にＬＰガス販売事業者は、消費者から信頼され選ばれるエネルギーとなるためにも、料金の開示等いっそうの努力が必要であることは言うまでもない。

簡易ガス事業の天然ガス化に伴う課題の整理、現行の簡易ガス事業の原料選択の多様化に伴い、天然ガス利用が可能となることは、需要家、お客様や事業者にとって大いに歓迎すべきことである。現行制度との整合性について検討することとなっているが、簡易ガス事業者が実際に天然ガスを仕入れ、お客様に供給できる制度の構築と運用ができることを期待するものである。これは具体的なところで進めていかなければならない。

卸供給・卸託送の実効ある制度と天然ガスの取引市場の創設。資料４で電力の方の取引市場と苦情処理、紛争解決機能を、これから経済産業省と公正取引委員会が担うという現行制度で十分かどうか検討が必要ではないかという論点整理があったが、当然ガス市場にもこういった制度が必要ではないかと私は思う。卸供給・卸託送については、現在の簡易ガス事業者などの小売事業者が容易に天然ガスを仕入れられる天然ガスのオープン市場の開設など、実効ある制度を構築すべきである。

具体的には、例えば、天然ガスの輸入業者は、それを公開入札制によって取引市場を通じ、専門の買い取り業者に売り、そこから大中小のガス小売事業者は託送を利用してガスを需要家に小売する制度である。現在、天然ガスに関しては、きちっとした取引市場を設けないと天然ガスが簡易ガス事業者の方に回らないということも懸念されるので、そういった中で、将来的にＬＰガス事業者も天然ガスを扱えるようにするためには、やはりこういった中立公平な第三者的なマーケットメカニズムが必要だろう。

同時に、の紛争処理機関の創設だが、パイプラインのオープンアクセス制度を利用し、卸託送あるいは小売託送を行うパイプラインを持たない新規事業者のため、パイプライン事業者との契約関係や運用等に問題が発生した場合の処理・解決のための第三者機関である紛争処理機関を設けるべきであろう。

現在、制度ができて、やはりどうしても最終的には相対交渉を避けて通れない。アンバンドリングがされていない相対ということになると、既存事業者、パイプラインを持っている垂直統合の事業者がやはり有利になってしまうということで、せっかく天然ガスを利用できることになっても、ネットワークの問題で、卸託送あるいは小売託送が高圧・中圧・低圧の部分に関してもできないということになると絵に描いた餅になってしまうので、できれば取引市場と同時に紛争処理機関を設ける必要があるだろう。

次に、大口需要家への対応で、今日の「日経新聞」に100万立方米見直しだということで1面の囲い込みで出ていたが、これについては先程、石油流通課からコメントがあったように、まだまだ決まっている話ではない。新聞だから、あのようなかたちでリークしながら世論を作っていくというようなところもあるのではないかと思う。

この自由化の範囲の拡大としては、大口需要家の定義の変更については公平かつ公正な競争条件の整備状況と一体の関係にあり、公平かつ公正な競争条件の整備なしに自由化の範囲のみを拡大することは、不公平な競争条件の下での競争となるという問題が残る。この辺も留意すべき点であろう。

事業者へのインセンティブの付与、これは非常に大事なところで、LPガス販売事業者のいっそうの効率化や合理化等を自発的にさらに促進させるためには、事業者に対するインセンティブを付与するような何か財政上の支援措置といったものも必要だろう。

そして、3. 課題と展望だが、今後、行政・ガス供給者・消費者等が一体となり、顧客利益の増進を目的とした消費者本位の制度を構築していくことが時代の要請である。したがって、ガス小売自由化についても、自由化範囲をさらに拡大することが緊急を要する課題である。しかし、他方で、こうした11回の本委員会、そして、スモールグループ4回というような中で、さまざまな角度から検討され、視点もいろいろな観点から出されており、顧客利益の実現性や適正性等を評価・検証しながら進めていくことももちろん重要である。そうした中で、ガスの調達構造の変化や需要動向等の分析は、エネルギー間競争の進展状況などを踏まえ、時機を逸しないよう的確に行われなければならない。そういう意味で、石油流通課によってそのような文言が、グランドデザイン案にきちっと入ったということは大変ありがたいと思う。

それから、LPガス販売事業者は、むしろこのグランドデザイン案をこれからのビジネスチャンスとしてとらえていただき、LPガス側からエネルギー業界を積極的に変えていく姿勢を示すことが必要である。ガスの自由化議論の中で、LPガス業界がいち早く完全

自由化という自由化宣言をしたことは大変画期的なことである。すでにL Pガス販売事業者は自由化の尖兵として豊富な経験を有しており、市場競争の中で培われてきた経験とノウハウをもってすれば、L Pガス産業を21世紀にふさわしい強靱なエネルギーとして大きく発展させることは不可能ではない。L Pガスの強みを生かした新たなビジネスモデルの構築が待たれている。そういった中で、これからL Pガス業界にとっても、エネルギーのベストミックスを志向し、いろいろな角度から多角的な事業を展開していくことが必要であろう。

委員長談話（案）も含め、自由にご意見をいただければありがたいと思う。

委員長談話の総論の中で、「顧客によるエネルギー選択の自由度を拡大」に、「供給事業者の原料の選択の自由」も少し入れたらどうかと考える。これは一番肝心なところだろうと思う。

それから、本論のガス小売業と安定供給のグランドデザインだが、今後の審議会の審議において、できるだけ日連が主張するところの完全自由化に近いような方向が示されればありがたいと考える。

簡易ガス事業者でなくても、L Pガス業者が天然ガスを利用するといったときの資格制度の要件が、あまり難しくならないような制度にしてもらわないと自由にならないと考える。そこはぜひ強硬に審議会で主張していかないと、L Pガス業界のいうところの自由度はひとつも広がらない。逆にそのあたりが解決されると、段階的な大口の規制緩和もある程度容認されるのではないかと考える。

（芳川課長） グランドデザインについて、審議会で完全自由化を求めて対処せよということで、事務局としても頑張るが、審議会で代表の方がどなたかお出になられると思うので、主張していただければと思う。

当面の措置だが、ご存じのように、これはこれから議論されるべき話である。まさに具体的な議論として理屈を付して審議会で議論していただければ大変よろしいのではないかと考えている。ただ、ご指摘いただいたような問題意識は、事務局としては持っているので、引き続き議論したいと考えている。

このグランドデザインは、よくわからない。特にパイプラインの問題などはプロの方

たちのご議論なのだろう。1年以上こういう勉強をさせていただいてわかってきたのは、なぜもっとLPガス業界が消費者に向けて情報発信をしてくれなかったのだろうかということである。だからわからないということになってしまうのである。

電力と都市ガスとLPガスということについて消費者代表として少し見えてきたのは、私たち消費者がわからない部分があるということである。逆にいうと、理解できていないことをもっともっと理解させていただきたいということで、これは行政の方にお願いしたい。この大変重要なエネルギー改革の中で、消費者は本当に置き去りにされているのではないか。今すごく感じているのは、審議会などに出ている消費者の代表が全部ばらばらだということである。1つの団体の方が結構出ていらっしゃるのだが、中で討議されたり、消費者運動まで起きているというようなお話は聞いていない。

消費者どうしが、電気、ガス、都市ガス、LPガスというものについて、本気でどうなのかを議論できる場がない。事業者がかなり不公平に感じている公益特権の問題や、導管を持っている都市ガスの道路使用の特別な権利など、今の簡易ガスのお話であっても、ブロの部分ではあるのだが、いろいろなエネルギーを選択するとき、消費者も一緒になって考えなければいけない部分であろう。事業者が自分の事業利益を発言なさるのは当然で、逆にいうと、本当に不公平でも、事業者どうしだから声としては上がっていかない場合もあるのではないか。

そうすると、エネルギーの議論の中で消費者という言葉がいつも出てくるが、消費者が理解して、どう公平でどう変えていきたいかということの本気で聞いていただいている場があるのかどうか疑問。やはりそういう場も設けてほしい。

もう1つ申し上げると、残念ながら、「消費者の」というと運動体の方に怒られてしまうかもしれないが、ちょっと過渡期にあって専業主婦も少なくなり、団体が何でもかんでも理解して、全部の分野に消費者団体というものが声をあげて勉強していくという時代はちょっと変わってきてしまっているの、行政の方がどこへ情報を下ろしたらいいか難しい。また、消費者代表が時間を割いて勉強したいと思っているかどうかと言われると、それはちょっと痛いところである。しかし、知りたいと思っている者たちには知らせてほしい。

これは確認だが、電力の審議に沿って、ガス体エネルギーの審議も進む可能性の方が大きいという解釈でいいか。

(芳川課長) これから議論されていくことなので、今は何も決まっていない。

電気とスケジュールは同じか。

(芳川課長) これからガスの審議会が立ち上がっていくと、結果的に同じようになっていくことは考えられる。

それから、「消費者の皆様」というとき、一体誰に向かってどういう形でどういう手法で説明していくのが一番いいのか考える必要があるが、いずれにしても何かやっ払いこう、やっ払いかないとだめだということだと思う。一方、幸いにしてインターネットなどで情報公開がものすごく容易になってきているわけで、消費者の方でも、そういうものを積極的にご活用いただければ非常によろしいのかなという気もする。

完全自由化と分散自由化があるが、卸協としては電気に近い、分散型の自由化論を表明している。それから、アンバンドリングについては相当議論を進めているが、当面は中断されているというのが現状である。卸協としては、主張しているところはほぼもりこまれているので、おおむね賛成である。

L P ガス料金および取引の適正化のあり方については、一部の業者が不透明な取引をいろいろとやっているのだから、料金の開示等いっそうの努力が必要である。取引の適正化をしようと思えば、無償配管の問題と保安引き継ぎ費を業界全体として廃止する必要があると、ここで具体的に書かれたらいいのではないかと思う。

それから、消費者にもある程度責任があるのではないかという気がしている。一部の業者だが、やはり消費者の無知につけ込む業者がいるので、そこをもう少し考えながらやっ払い方がいいのではないかと思っている。

原価計算も料金もすべて、基本ルールは法律に沿って作り必要なことはほとんど行っているが、地域差があり徹底しない。やはり我々業界としても、直さなければいけないこともある。どうしたら販売事業者が納得してやってくれるか考える必要がある。

基本的にはグランドデザイン案自体が、具体的なことではなく全体に総論というよう

な感じを受け、イメージがなかなかわからない。

事業者へのインセンティブ付与ということで、環境整備についてのいろいろな支援はいただきたいと思うが、財政上の支援措置は必要はないと思う。我々の業界は、やはりあくまでも経営効率化や合理化によって、その果実はやはり自分たちで受けるものだと思う。

段階的な自由化論だが、今の一般ガス事業者およびLPガス事業者、簡易ガス事業者の事業規模からすると、環境整備をきちんとして段階的に自由化していかないと、名前というものから非常に大きなインパクトを消費者側は受けるため、大きい事業者が勝つ結果になると思う。

行政による都市ガスの認可料金部分の総括原価チェックは、正確かつ的確にチェックが入るようにすべきである。

もう1つは、徹底した流通コストの削減（共同充填所化や共同配送化、保安センターの大型化）つまり地域独占企業に対抗すべくLPガスサイドとして一丸となった取り組みを支援していただく、そういう財政支援は必要なのではないかと考えている。

石井委員長の談話については全体的、総論的に非常にきれいにまとめていただいておりますが、ありがたいと思う。このLPガス業界は自主的に自由な中でやってきただけに、責任感是非常にある業界だと思う。制度改革を本当に公正公平に透明にやるのであれば、LPガスのような体制に近づけていただくことが消費者にとって非常にメリットがあるのではないかと思います。

LPガスの人たちの日々の生業としてのつながりというものが非常に大きく世の中に貢献している。それは今後の自由化の世界の中で大切に生かしていかなければいけないと思っているので、ぜひその辺をうまく表現して入れていただければと思う。

もう1点、段階的な自由化およびアンバンドリングのところは、非常に重要なご指摘をまとめていただいております、このとおりだと思うが、段階的な自由化にもいろいろある。「全面自由化」を前提とした段階的な自由化ではなく、アンバンドリングを含めた抜本的な制度改革である「完全自由化」に向けた段階的自由化を明確に示してほしい。

委員長談話は、非常に結構なことだと思うが、「専門の公益事業者、買い取り事業者」

というところでこだわりがあった。「公益事業者が専門の買い取り事業者だ」というような表現であれば非常に結構だと思う。

事業者のインセンティブ付与については、他エネルギーとのバランスを失わない措置が必要である。もっとも、これは問題提起であって、ほかの委員の方々も「あった方がいい」とおっしゃるなら、修正をしていただきたい。

先程から聞いていると、電気事業では小売自由化へむけて動きだす。L Pガス業界も10年後には自由化が来ると考えておくべきである。

だからこそ、消費者団体から言われるような無償配管はさっさと自発的にやめるべきである。委員長談話には、そういう意識を書かなくてもくみ取ってもらえるニュアンスがあった方がいいと思う。

簡易ガスに天然ガス利用ができる制度が確立するに当たっては、資格・運用面での配慮が必要である。

小売店の共同化によるコスト削減に対しては何らかの形での財政支援的なインセンティブを考えられる方向、選択できるような方向を残していただきたい。

我々にとっての新しいビジネスチャンスということであれば、形だけ整っているということだけではやはり意味がないと思うので、本当に参入できるような運用体制をそろえていただくと同時に、広くエネルギー全体の中で特定の事業者だけに有利に働くことがないように、全体のバランスをとっていく必要があるのではないかと感じた。

ガス市場整備研究会でいろいろ議論したことについて、井手グランドデザインから新しい事務局のグランドデザインが出てきて、両論併記とはいいいながら、いろいろな論点のスケルトンが仕上がったという面ではよかったのではないかなと思う。

委員長の談話だが、ガス体全体の議論の中で、特にL Pガスにエールを送っているということは非常にうれしく思う。中長期の議論もあるが、先程いろいろご意見のあった段階的な自由化の議論について、影響を見極めるという表現もあった。いろいろの議論の過程で見極める必要がある。

審議会の中でL Pガス業界としての考えを述べていければと思っている。

大内委員のおっしゃったPR不足については、LPガス業界団体も「LPガス読本」等いろいろなものを出しながら、一歩ずつやっていきたいと思っている。

また、情報開示は絶対に必要なことなので、料金の開示も含め、本当に開かれた業界になるように努力していくことが委員長の談話の趣旨だと思っている。我々としてもやるべきことはやるということが一番大事だと思っている。

無償配管はLPガス業者どうしが自分のところを選んでほしくて無償貸与するのであって、都市ガスとの争いではないだろう。LPガス業界の業者間の争いはもうおやめになって、大きい波の中で、オール電化やオール都市ガスなどという選択のないエネルギーに消費者を追い込まないでほしい。

(石井委員長) 定刻の時間が迫ってきたのでこの辺で議論を終わりにさせていただきたいと思うが、活発なご議論をいただき、本当に感謝申し上げます。皆様からいただいたご意見も踏まえ、さらに内容を詰めていきたい。修正した委員長談話は、石油流通課に提出するとともに皆様方にも後日送付させていただく。

すでに最終段階を迎えており、一番大事なときなので、ガス体エネルギー改革勉強会の皆様方のご協力の下にLPガス業界の健全な発展のために頑張っていきたいと思っているのでよろしくお願い申し上げます。

最後に、事務局からどうぞ。

(芳川課長) 貴重なご意見をいただき、大変感謝申し上げます。私ども研究会の事務局として、今日も含めてこれまでのご議論や委員長談話を踏まえ、今後の行政に反映させていきたいと考えている。